

# 香取広域市町村圏事務組合火災予防施行規程

平成18年3月27日

訓令第10号

改正 平成22年8月11日訓令第4号

平成26年2月25日訓令第1号

令和3年2月25日訓令第2号

令和4年3月30日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成18年香取広域市町村圏事務組合条例第23号。以下「条例」という。）並びに香取広域市町村圏事務組合消防長に対する事務専決に関する規則（平成18年香取広域市町村圏事務組合規則第17号）の規定による火災予防に関し、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(防火管理者資格講習)

第2条 令第3条第1項第1号及び第2号イの規定による甲種防火管理者及び乙種防火管理者の資格を付与するための講習（以下「資格講習」という。）を実施する場合には、消防長が実施日時、実施場所その他講習の実施に関して必要な事項を公示する。

2 資格講習を受けようとする者は、様式第1号により申請するものとする。

3 修了証の交付は、甲種防火管理者講習及び乙種防火管理者講習の終了後様式第2号（以下「修了証」という。）を交付する。

(修了証明書の交付)

第3条 修了証を亡失し、汚損し、破損し、又は他の理由により修了証明書の交付を受けようとする者は、様式第3号により申請するものとする。

2 消防長は、前項の申請があった場合には、様式第4号により修了証明書を交付するものとする。

(火気使用の制限)

第4条 法第23条に規定するたき火又は喫煙等の火気使用の制限は、告示及び政令によるその旨の表示で行うものとする。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

第5条 令第35条第1項第3号の規定による防火対象物は、令別表第1(5)項ロ、

(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び、(18)項に掲げる防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上のものとする。

(消防設備士免状の交付を受けている者等に点検をさせなければならない防火対象物の指定)

第6条 令第36条第2項第2号の規定による防火対象物は、令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(17)項に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第7条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所は、令別表第1に掲げる防火対象物のうち次に掲げるものとする。ただし、令第1条の2第2項で規定する令別表第1に掲げる各項の用途に供される部分とみなされる従属的な部分がある場合は、当該部分を令別表第1各項の用途としてこの規定を適用する。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではない場所

イ 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台

ロ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席ですべての床が不燃材料でつくられた客席を除く。）

ハ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

ニ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、又は飲食店の舞台

ホ 百貨店の売場（食堂の部分を除く。）

ヘ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

ト 自動車車庫又は駐車場（危険物品については除く。）

チ 屋内展示場で公衆の出入りする部分

(2) 危険物品を持ち込んではない場所

イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（第1号イ、ロ、ハに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

ロ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入りする部分

ハ 車両の停車場又は船舶の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

(消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある道等の指定等)

第8条 条例第45条の2第1項の規定により、消防長が消火活動に重大な支障を生

ずるおそれのあるものとして指定する道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「道等」という。）は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が50メートル以上のもの
- (2) 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する道及び地下の工作物
- (3) 前2号以外で消防長が特に必要と認める道等

- 2 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更とは、前項に規定する道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策等の大幅な変更等とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、解散前の佐原市外五町消防組合火災予防施行規程（昭和57年佐原市外五町消防組合規程第1号）及び小見川町外2町消防組合防火管理に関する規程（昭和47年小見川町外2町消防組合訓令第2号）によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、改正前の訓令により指定された防火対象物については、改正後の訓令により指定されたものとみなす。

附 則（平成26年2月25日訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条第2項）

甲種  
乙種 防火管理者講習申請書

		年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合消防長 様		申請者 氏名	
受 講 者	本籍地	(本籍は都道府県名のみ)	
	現住所		
	ふりがな		年 月 日生
	氏名		
防 火 対 象 物 者 を 必 要 と す る	名称		← 3cm → 写 真 貼 付 欄 4cm ↓
	延べ面積	m <sup>2</sup>	
	所在地	電話 ( )	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 写真は上半身無帽とし裏面に氏名を記入して貼付すること。
  - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号（第2条第3項）

第 号

修 了 証

氏 名  
生年月日 年 月 日

あなたは消防法施行令第3条第1項第 号の規定による 種防火管理講習の課程を修了されました。  
よってこれを証します。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合  
消防長 印

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第4号（第3条第2項）

甲種  
乙種 防火管理者資格講習終了証書

第 号 年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合 消防長 <span style="float: right;">印</span>	
消防法施行令第3条第1項第 号の規定による防火管理に関する講習の課程 を修了したことを証明する。	
本 籍	
氏 名	
修了証交付年月日 再交付年月日	
修了証番号	
修得機関	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。